

平成20年9月30日  
法務省大臣官房施設課

工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について（お知らせ）

工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）については、平成20年7月31日から対象資材を「鋼材類」又は「燃料油」として運用しているところですが、その後の経済情勢を鑑みると、地域や工事の内容によっては、原油価格の高騰等により、「鋼材類」や「燃料油」以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれが認められるため、当分の間、単品スライド条項の運用を下記のとおり拡充することとしましたので、お知らせします。

なお、本件取扱いは平成20年9月30日から適用しますが、工期の末日が本件取扱いの適用日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとします。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により日本国内の地域において主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、当該工事材料が鋼材類及び燃料油でない場合であっても、単品スライド条項を適用するものとする。ただし、この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因が明らかであって、工事材料ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを条件とする。